

最高裁秘書第3241号

令和元年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月16日付け（同月20日受付、最高裁秘書第2690号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「家庭局News（Vol.49）」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



第3回成年後見制度利用促進専門家会議 開催！(5/27)

家庭局からの報告事項

① 適切な後見人の選任及び報酬付与の在り方に関する検討状況等

- ・平成31年1月24日付け家庭局第二課長書簡による各庁への情報提供について、報酬付与の在り方に関する部分を含めて説明
- ・全国紙での報道を受けて、選任及び報酬は各裁判官が個別の事案において判断するものであり、最高裁が何らかの基準や運用方針を示すものではないという前提や、情報提供した資料の具体的な内容を説明

基本計画の工程表に掲げられた項目について、今回の会議で、**KPI (2021年度末の目標)**が設定されたんだって！

② 後見人等の意思決定支援の在り方に関する協議の状況

- ・厚生労働省、最高裁判所及び専門職団体による第1回ワーキンググループ開催
- ・後見人等による意思決定支援の在り方について、実務上参考となることができるガイドラインの策定に向けて協議



第1回、第2回の議事録は厚生労働省ウェブページに掲載中！
今回の議事録も、今後、掲載が予定されています。

5月スタートの後見TOPICS！

みずほ銀行“後見制度支援預金”5/27から全国で取扱開始！！



この商品で注意すべきポイント

- 預入れに指示書不要
- 申込時の最低預入金額：500万円



ついにメガバンクでも後見制度支援預金が始まつたんだね！